タミフルと死亡との因果関係を認め、適切な安全対策と 被害救済の公正な判定を求める要望書

2006年11月17日

厚生労働大臣 殿

 〒
 軒端 晴彦

 ○
 ○

 ○
 ○

〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目1番35号ハイエスト久屋5階 柴田・羽賀法律事務所(送達場所)

代理人弁護士 柴田 義朗

TEL 052-953-6011 FAX 052-953-6013

私たちは、それぞれ、 A、 B、 C、 D の親です。 A、 Bは、タミフルによる異常行動のため事故死をし、C と Dは タミフル 服用 3 時間程度で睡眠中に突然死いたしました。

子どもらは、日ごろは元気でしたので、突然の不幸はタミフルによるものと私 どもは確信しております。この問題に詳しい濱六郎医師の意見書でも、因果関係 は強いと述べられています。

ところがこのたび(2006年10月26日に)公表された「インフルエンザに伴う随伴症状の発現状況に関する調査研究」(主任研究者:横田俊平横浜市立大学教授)によって「インフルエンザ罹患時の異常言動とタミフル使用との関連は認められなかった」との趣旨の調査報告書(以下、報告書)が出されました。この報告書の内容にはたいへん驚いております。

そこで、この問題に詳しい濱六郎医師に、分析を依頼していたところ、別紙のような意見書をいただくことができました。

その意見書によりますと、この報告書のデータそのものが、インフルエンザに **罹った初日の昼にはタミフルが異常行動を起しやすいことを示しているということです。**そして、調査方法や解析方法を適切にし、解釈を適切にすれば、より関連は深くなるだろうとのことでした。

また、米国FDAによって11月13日、103件(そのうち日本からの報告が95件:92%)もの異常行動が寄せられており、そのため、新たな警告文書が公表されました。警告では、

「インフルエンザ患者、とくに子どもはタミフル服用のすぐ後に自傷行為や精神錯乱の危険性が高まる可能性があり、異常行動の兆候がないか注意して監視するべきである。タミフル服用後に異常行動の兆候があった場合、直ちに専門家に連絡をすべきである。」

と述べられ、注意が喚起されています。

タミフルと異常行動との因果関係がないなら、どうしてこのような警告がなされるのでしょうか。タミフルは異常行動を起こしうる危険性があると認識しているからこそ、このような警告がなされたのではないのでしょうか。

そこで、以下を要望します。

- 1. **タミフルと死亡との因果関係を認め、適切な安全対策をお願いいたします。** 報告書の分析方法と結論について再考いただき、また、タミフルと異常行動と その後の事故死、あるいは睡眠中の突然死について因果関係を認め、適切な情報 を国民に提供していただくようお願い申し上げます。
- 2. タミフルと死亡との因果関係を認め、被害救済の公正な判定をお願いします。 私たちの子どものうち3人は、まさしく、インフルエンザにかかったその日の 昼に服用し、異常行動を起こして事故死し、あるいは睡眠中に突然息をしなくな りました。もう1人(D)は、インフルエンザに罹患した直後に受診したのがた またま夜であり昼ではありませんでしたが、やはりタミフル服用直後ともいえる 3時間後に睡眠中に突然死したと推定されています。

薬害スモンの被害者の尊い犠牲に報いるために創設された副作用被害救済制度は、裁判などの手段を用いなくとも副作用被害が速やかに救済されることをその 創設の趣旨としていると聞きます。

また、私ども以外にも、現在、副作用被害救済制度に救済申請をしている方々がおられます。これらの方々の因果関係の認定とも大きく関係しております。

これだけの証拠が揃っているタミフルと死亡との因果関係に関して、どうか否定することなく、適切な情報を提供するとともに、被害救済の公正な判断を頂きたく、強く要望いたします。